

教育と学校

国家基本政策委員会 専門員
(前文教科学委員会 専門員)

みのべ はるひこ
美濃部 寿彦

最近、フリースクールや公設民営の不登校児受入れ施設を訪問し、また、全ての子供に居場所がある学校作りに取り組む大阪の公立小学校を描く映画「みんなの学校」を見たり、村上春樹氏が「学校という『制度』があまり好きになれなかった」と語る「学校について」(『職業としての小説家』2015年)に出会い、複雑な思いに駆られている。

振り返れば、我が国の学校教育制度は、1872(明治5)年、小・中・大学の三段階を基本とする「学制」に始まり、今から6年後の2022(平成34)年には、150年を迎える。

この間、特筆すべきは、第2次世界大戦後の六・三・三・四制であろう。これにより教育の機会均等の理念の下、全国民が就学の機会を有し、小・中の義務教育を経て、さらに高校・大学等への進学も広がり、今日、高校へはほぼ全入、大学へは5割を超える進学率に達している。このように教育機会が量的に拡大する一方、学校制度についても、ロボットコンテストで有名な高等専門学校、中高一貫の中等教育学校や本年4月施行の小中一貫の義務教育学校の創設、学校と地域との連携強化のための取組としてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置など、内容面における多様化、拡充化も図られてきた。

このように、これまでの我が国の教育政策は、教育を受ける権利を実質的に保障するための受け皿としての「学校」をいかに充実させるかの歴史であったとも言えよう。

一方、学校現場では、1970年代になると校内暴力やいじめのような教育荒廃が生じ、80年代には学校を長期欠席する子供が増加し、文部科学省の調査によると小・中学校における不登校の児童生徒数は平成26年には約12万3,000人であり、小学生の255人に1人、中学生では実に36人に1人が不登校とされている。ここに言う不登校とは、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」とされている。

不登校の要因は、当初は個々の児童生徒の問題とされていたが、次第にいじめなど学校にも原因があり、最近では不登校の背景は様々だが、どの子にも起こりうるものとされ、中には登校を促すことが適切でない場合さえあって、学校という制度自体が当該児童生徒に対応しきれていないのではないかと考えられるようになってきている。

不登校の児童生徒については、学校外の公私の施設で指導を受ける場合等、一定要件を満たせば在籍する学校長の判断で「出席扱い」にできることとはされているが、さらに進んで、フリースクールや家庭学習など、学校以外の学びについて義務教育を修了したこととする新たな立法の動きがある。これは、義務教育は学校で行うものとの考えを根本から問い直す契機であるとともに、様々な事情を抱える児童生徒の学びの場としての学校の在り方を改めて考える機会となる。

「教育」とは…、「学校」とは…、今更ながら悩む日々が続いている。